

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 30 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

立川市自転車等駐車場条例（平成5年立川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表第 1 （第 2 条関係）		別表第 1 （第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
……略……	……略……	……略……	……略……
立川市立川北駅下有料自転車駐車場	立川市曙町 2 丁目 5 番 1 号先	立川市立川北駅下有料自転車駐車場	立川市曙町 2 丁目 5 番 1 号先
		<u>立川市立川北駅西臨時有料自転車駐車場</u>	<u>立川市曙町 1 丁目 32 番 1 号先</u>
……略……	……略……	……略……	……略……
別表第 2 （第 3 条の 2 関係）		別表第 2 （第 3 条の 2 関係）	
施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
……略……	……略……	……略……	…略…
立川市立川北駅下有料自転車駐車場	……略……	……略……	…略…

施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
……略……	……略……	……略……	…略…
立川市立川北駅下有料自転車駐車場	……略……	……略……	…略…

						<u>1 台につき 1 回 3 時間以内</u>	<u>無料</u>
				<u>立川市立川北駅 西臨時有料自転車駐車場</u>	<u>一般駐車</u>	<u>1 台につき 1 回 3 時間 を超え 5 時間まで</u>	<u>50円</u>
						<u>1 台につき 1 回 5 時間 を超え 4 時間までごと</u>	<u>100円</u>
……略……	……略……	……略……	…略…	……略……	……略……	……略……	…略…
備考 ……略……				備考 ……略……			

附 則
この条例は、令和 6 年12月10日から施行する。

